

令和2年4月8日

関係者の皆様へ

日本下水道事業団

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた対応について

日本下水道事業団では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、これまで一部組織における時差出勤を導入するとともに、テレワーク（在宅勤務）の拡大実施を行ってまいりましたが、4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発せられたことを受け、新型コロナウイルスの感染拡大によるリスク軽減、並びに関係者の皆様及び当事業団役職員の健康と安全を考慮し、以下のとおり役職員を対象としたテレワークを大幅に拡大実施します。

部署によっては出勤職員が極めて少数となり、関係者の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解の程よろしくお願いいたします。

＜テレワーク拡大実施概要＞

期 間：令和2年4月8日（水）～5月6日（水） 予定

対象者：以下の事業所を対象に、業務内容に応じて可能な限りテレワークを実施します。

本社（研修センターを含む。）

東日本設計センター

関東・北陸総合事務所（埼玉事務所、千葉事務所及び神奈川事務所を含む。）

西日本設計センター

近畿総合事務所（大阪湾事務所及び兵庫事務所を含む。）

九州総合事務所

※状況により期間延長、対象者の拡大等の可能性があります。